

個人向け国債の販売対象となる法人等

- 個人向け国債の販売対象拡大は、国債の安定保有層の拡大を図る観点から、資金運用に関する制約（元本確保に対するニーズ等）や保有の安定性といった点で、**個人と類似した傾向を有すると見込まれる法人等**に対して、**個人向け国債の購入を可能とする**ものです。
こうした趣旨を踏まえると、一般的に、高度な資金運用体制を備えていると考えられる金融機関や上場企業等は、引き続き販売対象外とすることが適当と考えています。
- 上記の基本的考え方の下、線引きの明確さや販売を担う金融機関にとっての対応しやすさも考慮し、具体的な販売対象の拡大範囲は、**金融商品取引法上の特定投資家※制度を参考に、下図の法人等（一般投資家）**とします。

※ 知識・経験・財産の状況から金融取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能な投資家。金融商品取引法上の投資家保護に関する規制の一部が適用されない。

販売対象となる法人等（一般投資家）

＜主な例＞

■非営利法人

＜具体例＞一般社団法人、一般財団法人、学校法人、医療法人、管理組合法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、宗教法人、税理士法人 など

■非上場法人

＜具体例＞非上場株式会社（資本金5億円未満）、合同会社、合資会社、合名会社

■その他

＜具体例＞マンション管理組合 など

販売対象外（特定投資家）

①国 ②日本銀行

③適格機関投資家（個人以外）

＜具体例＞金融商品取引業者、投資法人、銀行、保険会社、信用金庫、労働金庫、農林中央金庫、短資会社、金融庁長官へ届出を行った信用協同組合、金融庁長官が指定する農業協同組合 など

④内閣府令で定める法人

＜具体例＞特殊法人・独立行政法人、特定目的会社、資本金5億円以上と見込まれる株式会社、上場株式会社、外国法人 など

※ 金融商品取引法第2条で特定投資家として掲げられている者